

※英語版、スペイン語版、中国語版のお知らせが必要な方については、学校または教育委員会総務課にお問い合わせください。

【英語】An application manual in English, Spanish and Chinese are available at school or administration section of Marugame Board of Education.

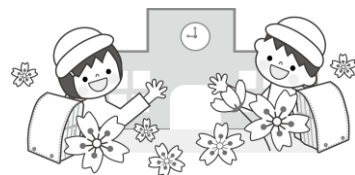
【スペイン語】Hay instrucciones de solicitud en el idioma español, inglés y chino en la escuela o en la sección de administración general de la escuela de Marugame. Si es necesaria, por favor la solicite.

【中国語】如果您需要用汉语写的指南，您向学校或教育委员会总务课直接询问。

## 就学奨励費 「新入学児童生徒学用品費」 入学前支給のお知らせ

令和8年4月に小・中学校へ入学予定の児童生徒の保護者のうち、就学奨励の要件に該当する希望者に対し、「新入学児童生徒学用品費」の支給を入学前の3月に行います。

なお「新入学児童生徒学用品費」については、入学前支給申請をしなくても、4月中に就学奨励費支給制度の認定を受ければ受給できます。



### 1. 入学前支給を受けることができる方（以下の条件に全て該当する方）

- (1) 令和8年1月に丸亀市に住民登録のある方(令和8年3月末日以前に丸亀市外に転出する方を除く。)  
(2) 就学奨励の要件に該当する方

- ① 生活保護を停止又は廃止された ② 市町村民税が非課税である(家族全員) ③ 国民年金の掛金の全額免除を受けている(家族全員) ④ 児童扶養手当の支給を受けている ⑤ ①～④に準ずる程度に困窮している

(※⑤は所得審査有り)

※支給を受けた後でも、3月末日までに記載事項（戸籍、住所、保護者、家族の構成等）の変更があった場合は返金手続きが必要な場合もあります。変更の可能性がある方は、考慮の上、申請するか否かご検討ください。

### 2. 申請の方法等

- (1) 申請期間・・・令和8年1月5日（月）～1月23日（金）（※土日祝日を除く）

※申請書類に不備があれば、再提出していただく必要がありますので、余裕を持って申請してください。

#### (2) 申請書類

- ① 「令和8年度 丸亀市就学奨励費受給申請書(世帯票)」(裏面に記入例あり)  
② 「誓約書」  
③ 添付書類(必要な方は必ず提出してください)

※申請書類①②が必要な方は小学校又は教育委員会総務課にお申出ください。

※入学予定の児童生徒が複数いる場合、1人ずつ申請書類が必要となります。

(市のホームページからもダウンロードできます。)

#### (3) 提出先

- ・新小学校1年生・・・4月に入学予定の小学校
- ・新中学校1年生・・・通学中の小学校

#### (4) 支給額・支給日・支給方法

- ① 支給額・・・新小学校1年生：57,060円、新中学校1年生：63,000円  
② 支給日・・・3月上旬～中旬(予定)  
③ 支給方法・・・保護者の口座へ振込

※ 審査結果(認定または不認定)は3月上旬に郵送いたします。

### 3. 留意事項

- ① 申請後に、記載事項（戸籍、住所、保護者、家族の構成等）の変更があった場合、速やかに教育委員会総務課にお申出ください。
- ② 今回の支給を受けた場合、「令和8年度 就学奨励費支給制度」の支給内容にある「新入学児童生徒学用品費」を二重に受給することはできません。
- ③ 今回の申請が不認定となった場合でも、入学後4月中に「令和8年度 就学奨励費支給制度」で別途申請し、認定されれば、「新入学児童生徒学用品費」の支給を受けることができます。
- ④ 丸亀市立以外の小・中学校へ入学予定の場合は、教育委員会総務課までお問合せください。

ご不明な点がありましたら、丸亀市教育委員会 総務課 (0877-24-8820)、又は、各小学校までお問合せください。